

[史料紹介] 浄光明寺所蔵の戦時下金属類回収（金属供出）関係史料について

大三輪 龍哉（浄光明寺住職・鎌倉国宝館協議会委員）

はじめに

日中開戦の頃より日本は金属類の不足に悩まされ、それは日米開戦直前になるとさらに深刻な状況に陥っていた。その要因としては、日中戦争の長期化による金属使用量の増加に加え、アメリカの対日屑鉄禁輸政策などが挙げられる。当時の政府はこのような状況を打破するために広く官民から金属類の供出を求めた。「国家総動員法」に基づき昭和16年（1941）に制定された「金属類回収令」である（註1）。この法令の効力は宗教施設にも及び、昭和17年以降、全国各地の寺院から梵鐘等が供出されたという話は多くの人の知るところであろう（註2）。ただ、戦時下の金属類回収に関する研究は多くはなく、少なくとも鎌倉市内の寺院からの金属供出の実態について詳しく語るものは管見の限り見当たらない（註3）。そのため、実際にどのような方法で寺院に金属類の供出が呼びかけられ、それに応じて金属製仏具を供出した寺院に対してどのような保障があったかについては一般には全く知られていないのが現状である。

この度、浄光明寺に所蔵される近代史料を整理していたところ、この金属類回収に関する史料数点を確認することができた。そこで、それらの史料および関連する現存遺品を紹介し、寺院における金属類回収の実態を知る一助になればと思い本稿を記すこととした。なお、筆者は近代史分野の知識に乏しいため、時代背景等を絡めた詳細な論考をする力量を備えていない。よって、あくまでも浄光明寺所蔵史料の紹介という形にさせていただき、一部補足的な説明を加えることとする。

1、一般家庭における金属類回収について

寺院における金属類回収を見る前に、まずは一般家庭における金属類回収に関する史料を確認しよう。浄光明寺には『家庭の鉄銅をお国へ！』（史料1）と題されるチラシが残されている。用紙は縦18.9cm×横26.1cmで、B5より若干大きい寸法の両面印刷である。発行元は「神奈川県」、「大政翼賛会神奈川県支部」、「財団法人戦時物資活用協会」の連名となっている。以下、要点を拾い上げて紹介する。本史料の構成は次の通りである。

（依頼文）／（回収の概要）／代替物資や取外し費をお支払ひする鉄・銅製品（リスト）／工作物供出申込書

本史料ではまず金属類回収についての依頼文が記される。「御稜威の下皇軍将兵は赫々たる戦果を挙げ今や作戦必勝、建設必成の基礎は出来上りましたが、戦ひはまだ始つた許りです」の一文から始まり、長期戦を戦い抜くには「軍備を充実」させ「造船を促進」することで「海上輸送力を増強」することが重要であり、それには鉄と銅が必要だと訴える。そのために政府が「特別回収を強化続行することになった」と記している。「強化続行」という言葉が用いられていることから、すでに回収は進められており、重ねての依頼であることを示しているが、残念ながら浄光明寺にはこれ以前の金属類回収に関する史料は残っていない。依頼文には続けて「買入は此のたび設立された金属回収統制株式会社が之に当り責任を以て代金の支払を為し戦時物資活用協会は供出品の鑑定秤量其他の斡旋を致します」と回収にあたっての

事業分担が記されている。そして、「今回で一般家庭の回収を終了したい予定でありますからこの際残らずお国へ捧げて下さい」と、最後のお願いであることが強調されている（実際に最後であったかは定かではない）。さらに、これが「前線への戦車、軍艦、大砲、飛行機並に東亜共栄圏物資交流に必要な船舶になる」として、「愛国の熱情を傾けて是非々々御協力を願ひます」と依頼している。文末には「大東亜戦争を勝ち抜くために！！」、「大東亜共栄圏を打ち樹てるために！！」と語気を強めた二文を置いて締めくくっている。この文章からは金属類回収の主たる目的は造船のためであったことが知られ、国民の愛国心に訴えかけながら、各種組織で役割分担をしながら回収を進めていたことがわかる。

次の回収の概要を記した部分では、上部に横書きで「戦場に活かす銃後の鉄と銅」というスローガンを掲げ、その下に本文が記される。冒頭には「県庁で定めた回収日に全部を供出してください」と記し、その後に「◇供出して戴きたいもの」、「◇供出しなくてもよいもの」、「◇買入値段」、「◇取外しや代替物」に分けて説明される。

初めの「◇供出して戴きたいもの」には「鉄や、銅、真鍮、砲金、唐金など」と材質を示し、「残らず是非供出して下さい」とする。金製品や銀製品等の貴金属を持たない庶民にとっては、ほぼ全ての金属製品を意味していただろう。

「◇供出しなくてもよいもの」としては「日常生活に必要なもの、立派な美術工芸品、由緒のある記念品、危険防止上必要なもの、法令で決められたもの」という五分類を挙げる。生活に必要な最低限のものは供出を免れることができたようであるが、その他の分類は基準が不明確で、各家庭で判断に迷う場面もあったのではないかと想像される。

次の「◇買入値段」は「左表に記載の通りです」とし、供出物は「戦時物資活用協会で鑑定秤量」したのち、代金は「金属回収統制会社から市区町村役場を通じて」支払うとしている。表に記された一貫目（3.75 kg）あたりの値段を見ると、鉄は「普通屑（鋼四号品）」で0.30円、「級外普通屑（鋼五号品）」は0.25円、「白バラ（鋼六号品）」は0.20円、「並銃（銃二号品）」は0.30円に設定され、一方の銅および銅合金は「故銅」で5.20円、「真鍮（黄銅）」で3.27円、「砲金（青銅）」で5.43円、「唐金」で3.33円、「洋鉄」で5.35円となっている。このほか、「代替物資を支払ふ物品の買入価格は別に定むる所に依る」としている。よほど大量の供出をしない限りは、大した金額にはならなかったであろう。

次の「◇取外しや代替物」の項目では、「工作物の工事は成可く供出者自身にお願い致したいのです」として、撤去および代替物の設置工事は供出者が手配することが原則としつつ、「止むを得ぬ場合は県回収事務所で工作班を斡旋します」としている。これは一見すると工事費を供出者自身が全額支払わなければならないように見えるが、ここで述べられているのは手間の問題であって、工事費の規定は別に存在した。それが次のリストである。

「代替物資や取外し費をお支払ひする鉄・銅製品」として掲げられたリストには「鉄製品」では38品目、「銅並に銅合金製品」では32品目が挙げられている。それぞれの品目の上には「○」、「△」、「○△」といった印が付されており、「○」は「政府ノ定メタ一定ノ基準ニ則リ取外シ費ヲ支払ヒマス」とし、「△」は「政府ノ定メタ一定ノ基準ニ則リ代替物費ヲ支払ヒマス」としている。つまり「○△」印が付された品目には取外し費と代替物費の両方が支払われたようである。例を挙げると、鉄の「門柱」や「門扉」は「○△」であるが、銅の「門柱」や「門扉」は「○」のみであったりと、材質によって取り扱いが異なるもの

もあった。これも本史料からは基準を読み取ることができない。ちなみに「手摺及欄干」は鉄と銅ともに「○△」、「柵」は鉄で「○△」、銅で「○」となっているが、備考欄に「手摺、欄干、柵など代替物の代りに修理費を支払ふ場合もあります」と記されており、これらに限っては他と異なる対応もあり得たようである。

本史料の最後は切り取り線で仕切られた「工作物供出申込書」となっている。切り取り線上には「取外シヲ要スル工作物ハ次ノ申込書ニ御記入ノ上隣組長又ハ部落会長ニ提示シテ下サイ」と記されていることから、工作物供出の申し込みは隣組単位または部落単位にて取りまとめられていた様子が窺われる。申込書にはまず日付欄と住所氏名欄が置かれるが、住所氏名欄は「所有者住所氏名」と「占有者住所氏名」が併記される。続いて「神奈川県金属回収事務所御中」として供出物件を5件まで記入することができる表が用意され、それぞれ「供出物件名」、「数量」、「重量」、「備考」を記入する形となっている。

表の下には注意事項が五点示される。一つ目は「数量トハ個数長サ面積等」として、門扉であれば個数、柵であれば長さ、塀であれば面積を記入するよう指示している。二つ目は「重量不明ノ時ハ推定デ御記入下サイ」と少々無理のある指示をしている。三つ目には「工作班ノ斡旋御希望ノ方ハ其ノ旨備考欄ニ御記入下サイ」として、この際は隣組長か部落会長から「工事者斡旋依頼書」を取り寄せて、提出するよう指示をしている。四つ目は「供出者ガ取外ス場合ハ指定ノ日時マデニ取外シテ置イテ下サイ」として、費用の可否を備考欄に記入するよう指示する。五つ目は住所氏名欄についてで、所有者と占有者が異なる場合には「占有者ニ於テ所有者ト協議ノ上連署デ御申込下サイ」としている。借家の場合は大家との協議も必要だったため、住所氏名欄も二つ置かれたのである。

以上が本史料の概要である。一般家庭での金属類回収では生活必需品の免除や供出品の買い入れ金の準備、工事費の補償等、国民の負担を可能な限り抑えようという努力は認められるが、それでも国の要請どおりに供出するのは相当な苦勞を伴うものであったと想像され、簡単には応じられるものではなかったと思われる。そのため国側も「強化続行」という形で重ねて協力を依頼したのである。そして、隣組や部落会に役割を持たせることで、地域の目として機能させたのではないかと考えられる。いずれにしても一般家庭からの回収だけでは効果に限界があり、宗教施設も当然ながら協力を強いられた。それが次からの史料である。

2、寺院における金属類の回収について

寺院における金属類回収は、昭和17年初頭から準備が進められていた。それを示す史料として、鎌倉市長鈴木富士弥から各寺院住職・各教会主宛に出された『寺院協会等に対する金属類特別回収ニ関スル件』（十七鎌市収第二二号）と題される文書が浄光明寺には残っている（史料2）。昭和17年（1942）2月13日に出されたこの文書は、文化財や美術品等の回収除外物件を伝達する内容であるが（除外物件については後述）、冒頭に「標記ノ件ニ関シテハ去ル一月二十九日御成国民学校に於テ開催セル協議会ノ際詳細指示致置候」とあることから、1月の段階には各寺院に金属類回収の詳細についての説明がなされていたことが窺い知れる。そして、同年7月13日には同じく鎌倉市長鈴木富士弥から各神社、寺院、教会宛に『神社寺院教会等ニ於ケル金属類保有状況調査ノ件』（十七鎌市物収第四九三号）という文書が送られている（史料3）。着々と回収の準備が進められている様子がよくわかる。また、7月25日には回収除外

物件となる各寺院所有の美術品調査の文書も送られたようで(浄光明寺には現存せず)、その調査に回答していなかった寺院に対しては、10月20日付で神奈川県学務部長より『美術品等(梵鐘ヲ主トスル)調査ノ件』と題する文書が改めて送られ、期日までに回答がなければ供出の対象となる旨が記されている(史料4)。回収物件と除外物件の調査が並行して行われていたのである。

そのような流れの中、各寺院に対して正式に金属類回収の通達がなされる。次に紹介する『昭和十七年度民間金属類特別回収(寺院、教会、宗教結社)実施要項』(史料5)と題される寺院向けの金属類回収に関する史料である。用紙は縦25.6cm×横36.4cmの寸法で、ほぼB4サイズの両面印刷を中央で二つ折りにし、4頁までの頁番号が振られている。これも要点を拾い上げて紹介する。本史料の構成は以下の通りである。

第一 対象／第二 回収物件及供出標準／第三 回収方針(一)～(四)／第四 実施期間／第五 組織／第六 回収方法／第七 趣旨ノ普及徹底／第八 献納金属類ノ取扱／第九 供出状況報告／別記第一 回収物件及供出標準(一)～(三)／別記第二 祭典法要又ハ儀式等に直接支障ヲ来サザル最小限度物件一～二／別記第三 梵鐘撤去費／(付表) 寺院金属類供出状況報告書

本史料では、まず第一として「対象」を定めている。それによると「寺院、教会及教宗派教団所属ノ宗教結社及之ガ管理ニ係ル墓地ヲ含ムモノトス」とあり、宗派を問わず各寺院の建物内のみならず、屋外の墓地に至るまでもが対象に含まれていることがわかる。墓地の工作物等も対象に含めるとともに、堂内の金属製品を墓地等の屋外に移動させても回収を免れることができないということを意味しているのだろう。

次に第二として「回収物件及供出標準」では対象となる材質を定める。「鉄及銅、黄銅、青銅其ノ他ノ銅合金ヲ主タル材料トスル物件ニシテ概ネ「別記」第一ノ通りトス」とあり、専門知識のない者に材質のことを言われてもあまりわからなかったと思うが、要は寺院で使用されるほぼ全ての金属製品が回収の対象になるということである。実際に「別記」の第一を見ると、次のように(一)～(四)に項目を分けて具体的な品目が挙げられている。

(一) 全部即時回収スルモノ

宗教用具 梵鐘、簾付属品、賽銭箱銅板

境内工作物 鉄柵、金属手洗、天水受、金属門扉、樋

什器類 火鉢、鉄瓶、菓罐、茶卓

(二) 全部回収スルモノ必要ノ最小限度ニ限り代替品ヲ俟ッテ回収スルモノ

宗教用具 香呂、花立、蠟燭立、供物皿、仏飯器、花瓶、火舎

(三) 直接支障ヲ来サザル限度又ハ法要儀式ノ方式簡易化等ニ依リ回収スルモノ

宗教用具 半鐘、経盤、伏鉦、燈籠、燈明用具、輪燈、常花、護摩壇用具

境内工作物 風鐸、金属塔

(四) 其ノ他一般家庭ニ於ケル供出物件ニ該当スルモノ

続く第三では「回収方針」として(一)～(四)の項目に分けられる。(一)には「特別回収ハ飽迄国民ノ愛国心ノ発露ニ依ル回収運動ヲ基調トスル」との文言が記され、一見強制ではないという意味にも見えなくもないが、裏を返せば協力しない者は愛国心が欠如した非国民になるという脅しとも受け取れる。(二)に「回収物件ハ聊カナリトモ逡巡スルコトナク供出シ残置セザルモノトス」とも記されること

から、これはやはり強制力の強いものであったと判断できるであろう。とはいえ、敷地内の金属製品を全て供出してしまったら宗教活動に相当な支障があることは明らかであり、寺院側からの反発も予想される。それに対する配慮として、(三)では除外物件を定めている。「左ノ除外物件並ニ祭典法要又ハ儀式等に直接支障ヲ来サザル最小限度物件（「別記」第二）ヲ除キ全部之ヲ供出スルモノトス」と記し、除外物件として（イ）～（ホ）の5項目を挙げる。

（イ）は「神鏡、仏體、十字架等ノ如ク直接信仰ノ対象ト為リ又ハ礼拝ノ用ニ供スルモノ」と宗教施設に対する最低限の配慮を見せるが、（ロ）～（ホ）では国宝・重要美術品（詮議中のものも含む）および史跡・名勝内にある保存上特に必要なもの、そしてそれらに準ずる歴史的・美術的価値が高いものの除外を定める。これはどちらかというとな貴重な文化財の消失を防ぎたい国側の都合という側面が強い。

なお、「別記」の第二に記される「祭典法要又ハ儀式等に直接支障ヲ来サザル最小限度物件」として挙げられるのは、仏前の五具足（燭台2、華瓶2、香呂1）、三具足（燭台1、華瓶1、香呂1）、金燈籠一对、打鳴らし（鑿）一個、鏡鉢のほか、宗派ごとに使われる仏具類（密教法具等）がある。しかし、これらも「代替物件ヲ俟ッテ回収スルモノ」とされており、代用品が配給されると回収されるものと定めている。回収方針の（四）は運搬にあたっての資材、労力、燃料を他に優先して確保すべきことなどについて記されている。

実施要項の第四は「実施期間」である。ここには「一般家庭実施要綱ニ準ズ」とのみ記され、続く第五「組織」、第六「回収方法」、第七「趣旨ノ普及徹底」、第八「献納金属類ノ取扱」も同じく「一般家庭実施要綱ニ準ズ」とされている。回収の流れや供出品の買入れ値段等は一般家庭と同様であったということの意味しているのだろう。ただし、第六の「回収方法」には「梵鐘撤去ニ要スル費用ハ「別記」第三ニ依ルモノトス」、第七の「趣旨ノ普及徹底」には「特ニ信仰心ノ及ボス所ヲ充分ニ考慮スルコト」との文言が付されている。

このうち梵鐘の撤去費用について「別記」第三を見ると、重さごとに金額が定められている。最も軽い35貫未満は0円とし、以降35～50貫未満で10円、50～70貫未満で15円、70～100貫未満で20円、100～150貫未満で25円、150～200貫未満では30円と段階ごとに金額を増し、200貫を超えるものは100貫ごとに10円を増して1000円を限度とすると記される。なぜ梵鐘に限ってこのような撤去費用の規定が特別に設けられたのであろうか。それについては、当然撤去に相応の工事費がかかるということのも大きな理由であろうが、多くの寺院に設置される梵鐘は多量の金属が用いられていることに加え、寺院側からすれば隠すことができないものであったことから、最も効率的に金属を回収したいという国側の考えに基づいて特別な規定が設けられたのであろう。先に見た即時回収物件の第一番目に梵鐘が挙げられることから、梵鐘が最大の標的であったことは間違いないだろう。事実、史料4の標題にも「（梵鐘ヲ主トスル）」という一言が付されており、梵鐘を中心に調査していた様子が窺える（註4）。このため広く知られているような各地での梵鐘の供出という結果に繋がったのである。

最後の第九は「供出状況報告」として「物件ヲ供出セル場合直ニ供出物件名、数量、重量等ヲ「別紙」ニ依リ県ニ報告ノコト」とされる。別紙にあたる（実際には同紙4頁）付表には「別記」第一に記された29品目が挙げられ、それぞれ数量、重量、摘要を記入するものとなっている。

以上が寺院における金属類回収に関する史料の概要である。全国の寺院がこれにどれだけ応じたのか

は定かではない。正直に全ての金属製品を供出した寺院もあれば、取捨選択して一部のものを秘匿した寺院もあるだろう。実際、浄光明寺でも現在まで残される戦前の金属製品もある。しかし、完全に全ての供出を拒否するという事は時代性からしても不可能であったと思われる。市町村による文化財の悉皆調査がまだ行われていなかった時代である。その時点では価値が認められていなかった多くの文化財が失われたことが容易に想像できるのである。

3、供出仏具代用品について

前の史料では寺院における金属類回収の実態を見てきたが、その中に「代替物件ヲ俟ッテ回収スルモノ」という文言があった。それでは、その代用品はどのようなものが用意され、どのように配給されたのであろうか。それを伝えるのが次に紹介する『仏具代用品注文調査票に就てのお願い』（史料 6）と題される史料である。用紙は縦 21.6 cm×横 54.1 cmで、横長の特殊な寸法の両面印刷である。これも要点のみを拾い上げていくこととする。構成については以下の通りである。

（依頼文）／供出品と代用品の交換方法一～六／注文調査票取扱注意／特別回収用仏具代用品写真
／新型仏具の制定に就て

本史料の発行元は社団法人代用品協会という東京市京橋区西八丁堀に本拠を置いた団体である。まず、冒頭には代用品の注文調査票記入の依頼文があり、代用品供給にいたる経緯が記されている。それによると寺院の金属類特別回収は「昭和十七年五月文部次官からの御通牒」によって進められており、代用品については「商工省で代用品の生産と配給の方針が決められ、企業局長の御通牒で、本協会がこのお世話をすることになりました」とある。この代用品協会がいかなる団体であるかについては本史料中に一切説明がないが、代用品の製造業者と配給業者からなる商工省の外郭団体であった（註 5）。依頼文には続けて「政府に於ては（中略）代用品の生産に要する資材を割かれ、又莫大な費用を計上されて、代用品の供給を計画されたのであります」とあり、現代人の感覚からすると少々恩着せがましい記述も見られる。そして、最後に注文調査票の記入をお願いする内容となっている。

次の「供出品と代用品の交換方法」では一～六までの項目に分けて説明が続く。一では「三具足又は五具足（火舎、花瓶を含む）及仏飯器（供物皿を含む）は（中略）常時使用されてゐるもので、法要儀式の方式を簡易化されても尚且必要な最小限度のものに限り無料で代用品を供出品と引換に差上げます」と、史料 5 にあった「祭典法要又ハ儀式等に直接支障ヲ来サザル最小限度物件」という原則に従って代用品を配給するとしている。また、代用品を不要とする場合には新規購入費は支給せず、「地金の代金丈差上げる」とも記されている。あくまでも最低限の補償のみということである。

二は供出品と代用品との交換についてで、記述は「供出品と代用品との交換に付きましては財団法人戦時物資活用協会、財団法人大日本仏教会とがお世話することになってゐますので交換場所に付きましては追て通知があることになって居ります」とあるのみである。大日本仏教会とは現在の全日本仏教会の前身組織であり、仏教諸宗派が所属する全国組織である。寺院にとって大きな痛手となる金属類回収であったが、救済措置である代用品の配給にはそのような組織も関わっていたのであった。

三は代用品の規格についてで、商工省によって各宗派共通の規格が定められたと記される。その様式、材料、生産数量、製作技術等に関しては、「文部省宗教局、大日本仏教界、代用品協会の協力の下に仏具

研究者東京帝室博物館石田文学博士、東京美術学校矢崎講師、仏具専門業者とも協議の上」で決めたとする。さらに「寺院用仏具としては資材其の他の点より当分他の製品はできない見込です」とあり、おそらくこのとき作られた仏具代用品が最初で最後のものであったものと思われる。仏具代用品の規格については本文に続けて表が付され、以下のように高さの寸法が記されている。

	花立	蠟燭立	香呂	仏飯器
甲型一号	1尺4寸2分	3尺	7寸2分	4寸5分
甲型二号	1尺1寸	2尺3寸	5寸5分	3寸5分
甲型三号	8寸5分	1尺7寸	4寸	3寸
乙型四号	6寸6分	1尺2寸	4寸5分	

なお、ここに名が出てくる東京帝室博物館の石田博士とは、日本の仏教考古学の先駆者である石田茂作のことである。後にも触れるが仏具代用品の考案には一線で活躍する考古学者も関わっていたのである。

四は供出品と代用品との交換基準についてで、「代用品と交換すべき供出品は蠟燭立の寸法を原則とし三具足又は五具足（火舎、花瓶を含む）及仏飯器（供物皿を含む）と左表に依り交換するものとす」とあり、供出品の燭台の高さの寸法によって代用品の寸法も定められた。以下が表に記されたその分類であり、一尺未満に関しては代用品との交換はなかったようである。

供出品	三尺五寸以上	→	代用品	三尺（甲型一号）
	二尺三寸以上	→		二尺三寸（甲型二号）
	一尺七寸以上	→		一尺七寸（甲型三号）
	一尺七寸未満	→		一尺二寸（乙型四号）

続く五では代用品の材質について述べられる。「代用品は三種（陶磁器製、硝子製、セメント製）ありますが此の品種の選択は代用品協会と道府県仏教界及其の支部に御委せ願ひます」として、三種の材質が挙げられるが、各寺院にはその選択権は与えられておらず、ここでも大日本仏教界の下部組織である道府県仏教界が関わっていた。六では伝票の記入には正確を期するよう促している。

次に「注文調査票取扱注意」を見ると、「○記載に就て」と「○取扱に就て」に分けて記されている。「○記載に就て」では一～六までの項目があり、記入の際の注意事項が示される。一は「本票甲、乙、丙三票は各寺院責任者が記入して下さい」と、三票に同一の内容を記すよう定めている。なぜ三票も必要であったかについては後に触れる。二では「本票に記載の供出物は是非代用品が必要なものだけを記入して下さい」として、やはりここでも必要最低限という原則を貫いている。三は「寸法欄に記入の寸法は高さのみです」という注意事項、四も「三具足、五具足の欄には三具足の場合は（3）五具足の場合は（5）と記入して下さい」という注意事項となっている。五は「代用品規格欄は空欄の儘で何も記入しないで下さい」として、本票を受け取った代用品協会が申告された寸法に基づいて記入することを示唆し、六では「交換場所記入欄は道府県仏教会支部で記入して下さい」と交換場所の決定は道府県仏教会支部に委ねられていることが示唆されている。

「○取扱に就て」では一～四までの項目に分け、実際に代用品を受け取るまでの流れが記される。一には「乙、丙票を各寺院所属の道府県仏教会支部に御送り下さい、甲票は各寺院に保管して置いて仏具を供出して代用品と交換するとき御持参下さい」とある。先ほど見た三票のうち甲票は寺院控えということである。次に二として「乙、丙票を各寺院より受取った道府県仏教会支部は交換場所別に取り纏めの上東

京市京橋区西八丁堀四ノ一代用品協会宛御送り下さい」とある。ここでは道府県仏教会支部が交換場所を決定し、仕分け作業を行っていたことが窺われる。そして三では「代用品協会では乙、丙票を受け取り次第交換基準に依り丙票に該当規格を記入し道府県仏教会支部に御送りします」とし、乙票が代用品協会控えになり、丙票のみが道府県仏教会支部に返送されることとなっている。四では「交換の際は各寺院保存の甲票と道府県仏教会支部に御送りした丙票とを照合して供出物と引換に代用品を御渡し致します」と記す。つまり各寺院で記入された甲、乙、丙の三票は、それぞれ各寺院、代用品協会、道府県仏教会支部の手元に渡り、最終的には甲票と丙票の照合によって各寺院のもとへ道府県仏教会支部から代用品が手渡されたのである。ここでも大日本仏教会が重要な役目を果たしていたのであった。

次は「特別回収用仏具代用品写真」である。蠟燭立、花立、香呂のそれぞれ甲型、乙型二種と仏飯器を加えた合計七種の写真が掲載される。甲型の蠟燭立は竿の中程に球形の造形が見られ、その上部に請花等が配置される特殊な型式である。一方の乙型の蠟燭立は台輪に反花を配する特徴的な意匠も見られるが、竿をより直線的に造り、基本的には伝統的な型式を踏襲している。甲型の香呂は中央にくびれをもち、胴部と台脚が末広がりになる型式であるのに対し、乙型の香呂は胴部に請花をあしらった火舎の脚を円座に変えたような型式で、上に蓋を被せる構造となっている。甲型の花立は中央に大きな膨らみを持ついわゆる壺字型華瓶を踏襲したような型式で、乙型の花立もいわゆる徳利型華瓶を踏襲した型式であり、ともに伝統に近いものとなっている。残る仏飯器は高坏状の特に特徴のない普通の仏飯器である。甲型には一号から三号までのサイズが用意されたため、7形式で合計15種、材質の違いも含めれば実に多くの仏具代用品が用意されたのであった（註6）。

そして、最後に「新型仏具の制定に就て」として、製作に関わった「東京帝室博物館鑑査官文学博士石田茂作」と「東京美術学校講師矢崎好幸」との連名による説明文が載せられる。冒頭では「従来の仏具は宗派によって異ると云へそれは根本的なものではなく強いて異を顕はした程度のもので、これを統一して各宗派共通のものとする事は仏教をして新時代に即応せしむる上に最も必要なことと考へられる」と新型仏具制定の意義を訴える。それに続けて「其の設計にあたっては古来の伝統を十二分に尊重し、而も簡にして美形なるを取りそこに多少の近代的感覚をも加味したつもりである」と造形のコンセプトを述べ、甲型、乙型の二種があることに関しては「本壇用と脇壇用、前卓用と奥卓用、生花用等の事を考慮した」として、「現在寺院の需要は一応満足し得られると思はれる」と記している。具体的な造形に関しては、甲型の香呂は「金山寺式」、甲型の燭台（蠟燭立）は「印度制多」（インドの塔）、甲型の華瓶（花立）は「尊式」（「尊（古代中国の青銅器の一種）」の形のような華瓶の一型式）を基にしてそれぞれ考案したとする。乙型に関しては「密教仏具の最も洗練された藤原時代の姿に拠るところが多かった」と述べている。寸法を甲型三種、乙型一種にしたことに関しては「現用仏具の寸法を実査し、其の量的統計に基いて考慮決定した」として締めくくっている。先述したように石田茂作は仏教考古学者であり、仏具研究の第一人者である（註7）。仏具代用品はそれまでの仏具とは異なるものの、シンプルな造形の中に平安期以前のテイストも加味される点に、石田でなければなしえないこだわりが見受けられるのである（註8）。また、石田の横に名を連ねる矢崎好幸はセメント芸術家である。おそらく石田の提案を取り入れて具体的にデザイン化したのが矢崎であったのだろう。

以上が仏具代用品に関する史料の概要である。それまで金属製の仏具に慣れ親しんできた僧侶達にと

って、別素材で新たに考案された新型仏具はどのように目に映ったのであろうか。好意的に受け入れた者もあったかもしれないし、否定的ながらも仕方なしに受け入れた者もあったであろう。しかしながら、重要なのはこれらの仏具代用品によって、金属類回収に全面的に応じた寺院においても宗教活動が最低限保証されたことである（註 9）。そのため注文から配給に至るまで、大日本仏教会およびその下部組織である道府県仏教会の協力が得られたものと考えられるのである。

4、実際の仏具代用品について

前の史料では仏具代用品の具体像を確認することができた。では、実際に浄光明寺にこれらの仏具代用品は残されているのであろうか。先々代や先代の住職からはそのようなものの存在を伝え聞いたことはなかったが、諸堂を調査したところ、合計 14 基の仏具代用品を確認することができた。以下、それらを紹介する。

(1) 甲型二号

今まで由来等を全く意識せず使用していた不動堂の護摩壇脇に置かれるやや大型の一对の燭台は、改めて確認すると紛れもなく甲型蠟燭立の型式であった（図 1）。高さは約 69 cm。二尺三寸の甲型二号であることがわかる。材質はセメント製で、表面は黒色に塗られているが、陶器製に比べると光沢を欠く。竿の中程の球形部分に柄穴が設けられ、そこに竿の上半分から灯械（油皿や燭立を置く部分）までの部材を差し込み、さらに灯械に嵌め込まれる形で皿状の燭立（蠟燭を差す部分）を置く三部材構造となっている。つまり、燭立部を外し油皿を置けば灯台にもなる構造である。問題はその燭立部の材質で、何らかの金属であることが間違いないのである（図 2）。蠟燭立の底部には「日本セメント製品工組連合会検査合格証」のシールと、「セメント製品／甲型二号蠟燭立／富山県高岡市/高岡国策工業所/本領要吉製」と記されたシールが貼られているが（図 3）、富山県高岡市といえば高岡銅器で有名な銅器生産の町である。この仏具代用品も銅器とは無関係ではなく、銅器の生産が事実上不可能になったこの時代、業者は別の産業に転業せざるを得なくなり、鑄型の技術を活用したセメント製仏具代用品の製作にあたり、その内部には鉄筋が用いられていたという（註 10）。金属製仏具の代用品に鉄が用いられているのもおかしな話であるが、燭立表面に見られる錆は赤錆であることから、鉄もしくは鉄を主原料とする合金である可能性が高い。ちなみに、高岡国策工業所は仏具代用品の製造を終えた昭和 19 年（1944）、北陸軽金属工業と合併したといい、この点から考えても、セメント製仏具代用品は金属加工技術と関係が深く、その製造にあたっては一部金属も用いられたようである。

この他の甲型二号の仏具代用品は不動堂内には置かれていなかったが、境内の物置で甲型二号の花立一对を確認することができた（図 4）。高さは約 33.5 cm、一尺一寸の規格どおりである。材質は蠟燭立と同じくセメント製に黒色塗料を塗ったものであるが、口縁部と底部の縁には金属が用いられている。底部には甲型二号のシールがわずかに残存する。花立内部には環状の取っ手が両側に付いた広口の筒状の別容器が本体に嵌め込まれている。本体の重量がかなりあるため、実用の際に水を入れて運ぶのはかなりの重労働となることを見越して、水の入替えに便利な別容器が内部にもともと備え付けられたものと考えられる。この別容器の材質も金属製であり、花立全体で使われている金属量は蠟燭立よりも圧倒的に多い。表面に赤錆が確認できることから、やはり鉄もしくは鉄を主原料とする合金が用いられてい

る可能性が高い。

一対の蠟燭立と一対の花立があることから、もとは五具足として配給されたものと考えられるが、甲型二号の香呂については確認することができなかった。蠟燭立と花立が別の場所に置かれていたことからわかるとおり、いつの頃かにセット関係が意識されなくなり、場所を移動しているうちに紛失してしまったのであろう。

(2) 甲型三号

蠟燭立は不動堂に1基、納骨堂に1基存在した(図5)。高さは約51cmで一尺七寸の規格寸法と一致する。材質は黒釉陶器製で、セメント製に比べて光沢を放つ。甲型二号とはやや異なる三部材構造とされ、竿の中程の請花下部に接続部(セメントのようなもので接着)が認められるほか、竿の最上部に設けられた柄穴に灯械下部の突起を差しこむ構造となっている。燭立部分はやはり金属製であるが、灯械に接着される一体型となっている。底部には「岐1086」という印が押される(図6)。これは統制経済下に作られた陶磁器の公定価格品であることを示すために付されたいわゆる統制番号(生産者別標示記号)というもので、頭の一文字は産地を表わし、番号は生産者ごとに与えられたものであった(註11)。「岐」は岐阜県のことであり、幸いにして岐阜県下の統制番号のリストは現存しているため、生産者の特定が可能である(註12)。それによると1086は陶町(現・瑞浪市)の山五製陶所という窯元に与えられた番号であった(註13)。美濃焼の仏具代用品ということになる(註14)。

花立も不動堂に2基、納骨堂に2基確認された(図7)。もとは二対として2カ所で用いられたものと考えられる。高さは約26.5cmで、八寸五分の規格寸法に合致する。材質は蠟燭立と同じく黒釉陶器製で、底部には同様に「岐1086」の文字が確認できる。構造は一部材のように見えるが、破損している一基を見ると、胴部に首部を差し込む二部材構造であることが確認でき、接続部は接着されている。また、甲型二号とは異なり、内部の別容器が存在しない。大きさや材質の違いにより、それほど重量ではないため、別容器を付属させる必要がなかったものと思われる。

香呂は不動堂で1基のみ確認できた(図8)。高さは約12.5cmで、規格寸法の四寸よりは若干大きい。材質は同じく「岐1086」の黒釉陶器製である。構造は特筆すべき点はなく、そのまま香呂として用いられるものである。現在は実用されずに保管されているが、内部には灰が充填されていることから、いつの頃かまでは実際に使用されていたようである。

以上のように甲型三号仏具代用品は最も多く残存しており、合計7基確認することができた。やはりセット関係は失われた状態で保管されていたが、花立の数から推定すると、もとは2組の五具足であったものと考えられる。

(3) 乙型四号

乙型仏具代用品も不動堂内で確認された。甲型に比べて小型であるため、脇壇に祀られる小像の前に並べられているが、五具足のうち蠟燭立一対を欠いている。花立(図9)は高さ約19.5cmで、六寸六分の規格寸法よりはわずかに小さい。褐釉陶器製で、甲型に比べて明るい色合いとなっている。前の史料の写真では不鮮明で確認できなかったが、胴の下部に作られる請花連弁の中にはデフォルメされた化仏が一体ずつ配されており、なかなか凝った意匠となっている。底部には「知山作」という刻銘が認められるが、統制番号は確認できない(図10)。果たしてその時代に統制番号のない陶器が作られていたのか疑問

ではあるが、型式は間違いなく乙型仏具代用品である。推測ではあるが、仏具代用品は金属製仏具との交換品であり、価格を設定して市場に出る物ではなかったために、公定価格品であることを示す統制番号を必ずしも記す必要がなかったのかもしれない。ちなみに岐阜県土岐市には戦前から続く知山窯（創業者：安藤知山）という窯元があり、刻銘はその窯を指すものと思われる。甲型と同じく美濃焼であったということになる。

香呂（図 11, 12）は高さ約 13.5 cm（蓋を含む）と、四寸五分のほぼ規格どおりで、材質は同じく褐釉陶器製である。これも写真で見ると凝った意匠であり、甲型よりも乙型のほうがデザイン性を重視していたことが窺われる。底部には花立と同じく「知山作」という刻銘が認められるが、やはり統制番号を確認することはできない。また、側面に切手ほどの大きさのシールが貼られているが、表面は日に焼けて文字等は全く残っていない。内部には灰が充填され、蓋裏に煤が付着していることから、実用されていたことがわかる。

乙型も五具足として配給されたものと思われるが、数量は 1 組だけであったようである。蝋燭立は破損等の理由ですでに失われたのであろう。甲型の黒色に比べると特徴のある色合いであることから、セット関係が維持されたまま現在まで伝わったものと思われる。

このように浄光明寺には実際に配給された仏具代用品が 14 基現存しており、もとは 4 組の五具足（20 基）が揃っていたものと考えられる。必要最低限という原則からするとやや多いようにも感じるが、もとは仏殿、客殿、不動堂、観音堂という四堂にそれぞれ置かれたと考えれば数は合う。裏を返せば最低でもそれだけの数の金属製仏具が浄光明寺から供出されたということであり、それぞれのお堂の規模に応じて使用されていた仏具の寸法に合わせて仏具代用品が配給されたのであろう。実際の仏具代用品を見てみると、材質や大きさによって構造が微妙に違っており、利便性が考慮されている。ただ配給すればいいということではなく、より使いやすいものを追求した様子も窺えるのである。

おわりに

以上、浄光明寺に所蔵される「金属類回収令」に関する史料を紹介した。これまで戦時中の金属類回収というと、国家権力による一方的な搾取という印象を抱いていたが、実際には必要最低限の補償は認められており、一般家庭にも寺院にも対価や必要経費が支払われることになっていたことが確認できた。また、供出された仏具の代用品が実際に配給されていたことも現存する遺品から確認することができた。とはいえ、それまで長く使用していた金属製品を手放すということは、生活する上でも不便さをともなったであろうし、愛着のある物を失う精神的な苦痛もあったことだろう。寺院においては一般家庭用の特別回収に加え、寺院用の特別回収も行われたことから、日常生活と日々の業務とでその思いを味わうことになった。特に梵鐘は主たる標的として全国で多くが失われ、鐘の音が町から消えたことにより、泥沼化する戦争の不穏な空気を人々に感じさせたに違いない。しかし、愛国心を煽り、国民一丸となって勝利を目指す声が大きくなる中であっては、一般社会では隣組や部落会も役割を与えられ、寺院の世界においても大日本仏教会が協力するなど、金属類の回収および代用品の配給は着々と進められたのであった。

この度紹介した史料は、その当時の状況を生々しく伝える戦争関係史料群として、負の歴史を語り継いでいくものということができるであろう。おそらく他の寺院でも同様の史料が残されているところはあると思われるが、近代寺院史というのは調査研究があまり盛んではなく、考古学の世界でも仏具研究というのは停滞している分野である。そのような理由からこれらの史料は今まであまり注目されず、積極的な調査が行われてこなかったものと思われる。今後、同様の史料の調査が積極的に行われるようになれば、寺院における金属製仏具供出の実態や、仏具代用品の産地と流通範囲、構造の違いなど、多岐にわたる研究も可能になっていくのではないだろうか。コロナ渦中であって参考文献の収集もままならず、推測を交えながらの史料紹介に終始したが、本稿が当該分野のより詳細な研究の一助になれば幸いである。

註

- 1 金属類回収令成立にいたる経緯や、それに関わる当時の国内情勢については社団法人日本戦災遺族会編『全国戦災史実調査報告書 平成9年度』（1998）に詳しい。
- 2 鎌倉でも多くの梵鐘が供出されており、赤星直忠は『鎌倉市史』考古編（1959）の中で「徹底的に供出させられたから、江戸期以後の梵鐘の大部分が失われてしまった」と記している。
- 3 『鎌倉市史』近代通史編（1994）にも寺社からの金属供出に関する記述は見られない。おそらく詳細な調査も行われていないものと思われる。
- 4 赤星直忠『鎌倉の新鐘－江戸時代－』（鎌倉国宝館論集第七、1963）によれば、この調査における鎌倉市内寺院の回答書の控えがかつては存在したといい、市内の梵鐘供出の実態解明に役立つものであったと思われるが、その後行方がわからなくなったという。
- 5 代用品協会設立の経緯は、照衣郁紀「新興資源行政論」『物資』第5巻第10号（1942）に記されている。
- 6 矢崎好幸「仏具代用品の新規格と生産の実際問題」『物資』第5巻第10号（1942）によれば、セメント製は甲型一～二号、陶器製は甲型二～三号と乙型および仏飯器、硝子製は甲型三号と乙型および仏飯器という具合に、サイズによって材質が分けられていた。
- 7 石田茂作の業績については坂詰秀一編『仏教考古学事典』（雄山閣、2003）に詳しい。
- 8 ただし、石田茂作「仏具の沿革と新規格の仏具」『物資』第5巻第10号（1942）には、「理想的なものだとは決して思っていない」、「満足のものとは思っていない」と記されており、学者としての複雑な胸中が見てとれる。
- 9 生産と配給社「特別回収用仏具代用品計画成る」『物資』第5巻第8号（1942）には、仏具代用品は全国の寺院に行き渡るよう、60万個生産される計画になっていたと記されている（実際の生産数は不明）。
- 10 高岡国策工業所および同所で生産された仏具代用品については、養田実、定塚武敏編『高岡銅器史』（桂書房、1988）に記述が見られる。本領要吉は高岡銅器工業組合の代表であった人物で、高岡国策工業所も同組合の元組合員のみで構成されていたという。セメント製仏具代用品の生産は高岡と岐阜県多治見のみで認められていたといい、高岡国策工業所の受注量は10万個であったという。
- 11 統制番号に関しては、萩谷茂行「統制経済下における陶磁器製品製造、流通の一考察～いわゆる「統制番号」に関する検証～」『瑞浪市歴史資料集』第2集（2013）で詳細に論じられている。
- 12 桃井勝「昭和16年3月岐阜県陶磁器工業組合連合会所属生産者別表示記号（統制番号）」『美濃の古陶』（美濃古窯研究会会報No.8、1999）にリストが掲載されている。
- 13 山五製陶所は戦後に山五陶業と名前を変え、一時は46億円を売り上げる美濃焼を代表する大企業となったが、不景気の影響を受けて平成15年に歴史の幕を閉じた。（瑞浪市陶磁資料館『山五陶業略史』、2008）
- 14 萩谷茂行「陶磁器代用品の誕生と発展」『瑞浪市歴史資料集』第4集（2017）によれば、陶器製仏具代用品は美濃に限らず、確認されるだけでも瀬戸、万古、信楽等で生産されていたという。

謝辞

本稿執筆にあたって瑞浪市陶磁資料館様には種々ご高配を賜り、学芸員の砂田普司氏には貴重なご意見等もいただきました。この場を借りて深く御礼申し上げます。

十七録市收第ニ号
昭和十七年二月十五日
鎌倉市長 鈴木富士齋
各寺院任職 殿
各教會主 殿
寺院協會等ニ對シテ金屬類特別回收
ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ去ル二月二十九日御成國民学校ニ於テ
開儀ニル協議會ノ際詳細指不致置候處其後 木齋
當局ヨリ寺院 教會等ノ有スル回收物件ニシテ左記各号
ノ一ニ該當スルモノニ在リテ回收ノ範圍ヨリ之ヲ除外シ其他
ノモノニテ宗教用具ノ虞内工作物及其ノ附屬物一般付器等

需用品ニテリテ之設備アルモノハ代用可能ノモノハ供用ヲ中止シ
得ルモノ等ハ總テ祭典法要又ハ儀式等ニ直接トシテ障ヲ
來ササル限リ進ニテ供用シ以テ他ノ模範ヲシメテ之レ度
通牒有之候ニ付可然御手配ノ程重ク及御依頼候

邊而右物件ハ地方長官ノ認可ヲ要セザルモノニ付爲念

一 種鏡俵体ノ宗等物ヲ直接信仰對象爲リ又ハ礼拜用供用之ノ
二 圓鏡及圓符ニ指シテ御中ノモノ
三 重要美術品等ノ宗等物及重要美術品等ニ認事申請中ノモノ
四 史蹟又ハ名勝指定地域内ニ存スル保存上特ニ重要ナルモノ
五 寺院久シク教會ノ發物台帳ニ登録セラレタルモノ
六 歴史又ハ美術上ノ當該寺院教會由緒上特ニ保存必要ナルモノ以上

史料2 『寺院協會等に対する金属類特別回収ニ関スル件』

十七録市收第ニ号
昭和十七年七月十二日
鎌倉市長 鈴木富士齋
各種社寺院教會等ニ於ケル金屬類保存狀況
調査ノ件

七月九日有利示ヲ以テ標記ノ件ニ關シ及教會候
外其物ヨリ用紙ノ送付候一併先般送付
宗告書ニ依リテ同封送付ノ調査表用紙ヲ以テ
御報告相成度

史料3 『神社寺院教會等ニ於ケル金属類保有狀況調査ノ件』

十七兵第 三六三二号
昭和十七年十月二十日
寺務部長
住職殿

美術品等(梵鐘ヲ主トスル)調査ノ件
標記ノ件ニ關シ本年七月廿日付以テ照會致
是候處今以テ何等ノ回答無之事務長處
上ニ降付云々ニ以テ該當物件ノ有無ニ係リ
再々三回白道ニ付返答無之候ハ保存ノ要ナク
直ニ右期白道ニ同答無之候ハ保存ノ要ナク
ト認事金庫回收手帳ニ依リ送付セシムル事ハ同

史料4 『美術品等（梵鐘ヲ主トスル）調査ノ件』



図1 甲型二号蠟燭立



図2 同燭立部



図3 同底部シール



図4 甲型二号花立



図5 甲型三号蠟燭立



図6 同底部統制番号



图7 甲型三号花立



图8 甲型三号香吕



图9 乙型花立



图10 同底部刻銘



图11 乙型香吕



图12 同構造